

○香美町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則

平成28年3月31日規則第12号

香美町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、香美町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年香美町規則第11号）第4条第1項第1号ア及びイに規定する第1号事業（以下「総合事業」という。）を行う者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請及び更新)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づく申請は、香美町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

3 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定の更新は、香美町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

(指定事業者の指定等)

第3条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、別に定める香美町自立援助訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年香美町告示第36号）及び香美町自立援助通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年香美町告示第37号）の基準に基づき指定の適否を審査し、指定をするときは、指定事業者指定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に指定をした旨を通知するものとする。

2 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

3 町長は、第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、香美町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業者を指定しないことができる。

4 町長は、香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるもの及び暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動

に支配的な影響力を有すると認められる事業者については、これを指定しない。

(変更の届出等)

第4条 指定事業者は、指定の内容に変更があったときは、変更届出書（様式第4号）により、総合事業の廃止、休止又は再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により、それぞれ行うものとする。

2 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は総合事業を行う事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の辞退)

第5条 指定事業者は、指定を受けた総合事業について辞退しようとするときは、指定辞退届出書（様式第6号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消したとき又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定事業者指定取消し（停止）通知書（様式第7号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条 町長は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第5条及び第6条の各規定による指定、指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は指定の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、兵庫県又は国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項について提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(7) その他町長が適当と認める事項

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。